

令和4年度 第5回栃木地方最低賃金審議会 資料目録

1	令和4年度 栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況	・・・	1
2	栃木県における最低賃金の推移	・・・	3
3	令和4年度 栃木県特定最低賃金の改正決定に関する報告書（写）及び答申文（写）		
	(1) 塗料製造業〔報告書（写）〕	・・・	5
	〔答申文（写）〕	・・・	9
	(2) はん用機械器具等製造業〔報告書（写）〕	・・・	11
	〔答申文（写）〕	・・・	15
	(3) 電子部品等製造業〔報告書（写）〕	・・・	17
	〔答申文（写）〕	・・・	21
	(4) 自動車等製造業〔報告書（写）〕	・・・	23
	〔答申文（写）〕	・・・	27
	(5) 計量器等製造業〔報告書（写）〕	・・・	29
	〔答申文（写）〕	・・・	33

栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況 (令和4年度)

1 栃木地方最低賃金審議会等

回数 件名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
	栃木地方最低賃金審議会	4.7.5	4.7.29	4.8.5	4.8.23	4.10.27	4.11.15 (予定)
特別小委員会	4.8.17 (中止)						

2 栃木県最低賃金専門部会

区分 件名	諮問 年月日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
	栃木県最低賃金	4.7.5	4.7.29	4.8.3	4.8.5			4.8.5	4.9.1

3 栃木県特定最低賃金専門部会

区分 件名	改正決定の 必要性有無		合同	第1回	第2回	第4回	最低賃金の改正決定			
	諮問 年月日	答申 年月日					諮問 年月日	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
栃木県塗料製造業最低賃金	4.8.5	4.8.23 (必要性有)	中止	4.10.5	4.10.18		4.8.23	4.10.18	4.11.17 (予定)	4.12.31 (指定)
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金				4.10.3	4.10.13			4.10.13	4.11.14 (予定)	4.12.31 (指定)
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金				4.10.14	4.10.26			4.10.26	4.11.25 (予定)	4.12.31 (指定)
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金				4.9.27	4.10.7			4.10.7	4.11.8 (予定)	4.12.31 (指定)
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金				4.10.6	4.10.21			4.10.21	4.11.21 (予定)	4.12.31 (指定)
栃木県各種商品小売業最低賃金	4.8.8 (取下げ)									

栃木県における最低賃金の推移

最低賃金の種類			22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
		時間額 (円)	697	700	705	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913
栃木県最低賃金		改正率 (%)	1.75	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51
		発効日	22.10.7	23.10.1	24.10.1	25.10.19	26.10.1	27.10.1	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.1	2.10.1	3.10.1	4.10.1
		時間額 (円)	846	850	856	865	875	888	904	923	943	963	965	992	1,023
塗料製造業		改正率 (%)	0.95	0.47	0.71	1.05	1.16	1.49	1.80	2.10	2.17	2.12	0.21	2.80	3.13
		発効日	22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
		時間額 (円)	789	793	799	809	821	835	851	869	889	910	913	939	970
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		改正率 (%)	1.02	0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.36	0.33	2.85	3.30
		発効日	22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
		時間額 (円)	789	793	799	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		改正率 (%)	0.90	0.51	0.76	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30
		発効日	22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
		時間額 (円)	793	797	802	812	825	840	856	875	896	917	920	947	978
自動車・同附属品製造業		改正率 (%)	1.02	0.50	0.63	1.25	1.60	1.82	1.90	2.22	2.40	2.34	0.33	2.93	3.27
		発効日	22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
		時間額 (円)	789	793	799	809	821	835	851	869	889	909	912	940	971
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業		改正率 (%)	1.02	0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.25	0.33	3.07	3.30
		発効日	22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
		時間額 (円)	755	758	763	773	786	800	817	837	850	871	874	(882)	(913)
各種商品小売業		改正率 (%)	0.67	0.40	0.66	1.31	1.68	1.78	2.13	2.45	1.55	2.47	0.34	—	—
		発効日	22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	—	—

栃木県特定最低賃金



令和4年10月18日

栃木地方最低賃金審議会

会長 太田 正 殿

栃木地方最低賃金審議会

栃木県塗料製造業最低賃金専門部会

部会長 太田 正

栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
部会長 おおた ただし 太田 正	きくしま たかゆき 菊嶋 貴之	あきざわ しんじ 秋澤 真二
部会長代理 おぎわら あきのぶ 荻原 明信	きくち まさと 菊池 真人	おおさと かずひさ 大里 和久
たじま ふみお 田島 二三夫	ながた まさゆき 永田 真之	すずき けんじ 鈴木 健治

栃木県塗料製造業最低賃金

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,023円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日

栃木県塗料製造業最低賃金専門部会審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和4年10月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 専門部会運営規程について 3 関係労使からの意見聴取について 4 金額改定について 5 今後の審議日程について
2	令和4年10月18日	<ol style="list-style-type: none"> 1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文(案)について

写

栃賃審発第 10 号
令和 4 年 10 月 18 日

栃木労働局長
藤 浪 竜 哉 殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長 太 田 正

栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 4 年 8 月 23 日付け栃労発基 0823 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,023円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日



令和4年10月13日

栃木地方最低賃金審議会

会長 太田 正 殿

栃木地方最低賃金審議会

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 杉田 明子

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
部会長代理		
しぶかわ たかお 渋川 孝夫	いけざわ しんや 池澤 真也	おおあく あきら 大阿久 昭
部会長		
すぎた あきこ 杉田 明子	こうの ゆうじ 高野 裕司	せきね としむね 関根 俊宗
とだ あやみ 戸田 綾美	すずき ただし 鈴木 正	たけざわ とおる 竹澤 徹

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。))及びこれらの産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
 製造業最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和4年10月3日	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 専門部会運営規程について 3 関係労使からの意見聴取について 4 金額改定について 5 今後の審議日程について
2	令和4年10月13日	1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文(案)について

写

栃賃審発第9号
令和4年10月13日

栃木労働局長

藤 浪 竜 哉 殿

栃木地方最低賃金審議会

会 長 太 田 正

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け栃賃発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。))及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日



令和4年10月26日

栃木地方最低賃金審議会

会長 太田 正 殿

栃木地方最低賃金審議会

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 村岡 啓一

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

おぎわら あきのぶ
荻原 明信

部会長代理

たじま ふみお
田島 一三夫

部会長

むらおか けいいち
村岡 啓一

労働者代表委員

おぜき たかひろ
小関 隆弘

くろかわ たつや
黒川 達也

なかむら つねお
中村 恒雄

使用者代表委員

いしかわ かずよし
石川 和良

えんじょう ひろかず
圓城 裕和

すずき けんじ
鈴木 健治

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務

ハ 目視による部品の選別又は検査の業務

ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 971円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和4年10月14日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 専門部会運営規程について 3 関係労使からの意見聴取について 4 金額改定について 5 今後の審議日程について
2	令和4年10月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文(案)について

写

栃賃審発第 13 号

令和 4 年 10 月 26 日

栃木労働局長

藤 浪 竜 哉 殿

栃木地方最低賃金審議会

会 長 太 田 正

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 4 年 8 月 23 日付け栃賃発基 0823 第 3 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達した
ので答申する。

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
 - ハ 目視による部品の選別又は検査の業務
 - ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 971円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日



令和4年10月7日

栃木地方最低賃金審議会

会長 太田 正 殿

栃木地方最低賃金審議会

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金
専門部会

部会長 太田 正

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
部会長 おおた ただし 太田 正	こたと しゅういち 古田土 修一	いしつか ひろふみ 石塚 洋史
部会長代理 くろかわ きょうこ 黒川 亨子	しのざき たつお 篠崎 達郎	やつき さちこ 八木 幸子
むらおか けいいち 村岡 啓一	なかじま かずみ 中島 一実	わたなべ れいこ 渡辺 玲子

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務

ハ 目視による部品の検査の業務

ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱詰めの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 978円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和4年9月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 専門部会運営規程について 3 関係労使からの意見聴取について 4 金額改定について 5 今後の審議日程について
2	令和4年10月7日	<ol style="list-style-type: none"> 1 金額改定について 2 専門部会報告書（案）について 3 答申文（案）について

⑤

栃賃審発第8号
令和4年10月7日

栃木労働局長
藤浪竜哉 殿

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け栃労発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務

ハ 目視による部品の検査の業務

ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱詰め業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 978円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日



令和4年10月21日

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正 殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、
医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、
医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会
部会長 那須野 公人

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用
機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器
製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃
木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医
療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品
製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論
に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
しづかわ たかお 渋川 孝夫	いわた あきら 岩田 彰	おぐら まさやす 小倉 正安
部会長		
なすの きみと 那須野 公人	たかせ くにひこ 高瀬 邦彦	おぬき みつやす 小貫 満康
部会長代理		
わだ さえこ 和田 佐英子	わたなべ さとる 渡邊 悟	しづや つねお 渋谷 恒男

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、
医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、
医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。以下同じ。)、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。以下同じ。)、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
 - ハ 目視による部品の選別又は検査の業務
 - ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 971円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和4年10月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 専門部会運営規程について 3 関係労使からの意見聴取について 4 金額改定について 5 今後の審議日程について
2	令和4年10月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文(案)について

写

栃賃審発第 11 号
令和 4 年 10 月 21 日

栃木労働局長
藤 浪 竜 哉 殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長 太 田 正

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 8 月 23 日付け栃賃発基 0823 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。以下同じ。)、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。以下同じ。)、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
 - ハ 目視による部品の選別又は検査の業務
 - ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 971円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日